	40,200	279,600			9	
	ウイルス含有量試験のみを実施する場合	ウイルス含有量試験のみを実施する場合			ウイルス含有量試験のみを実施する場合	
	0	254,000			2	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
鶏サルモネラ症（サルモネラ・インファンティス・サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム）（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	260,600	23,800			8	2
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ジステンパー・犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合（アジュバント加）ワクチン（シード）	331,600	423,600	25			2
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（診断液の部） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

	367,000	279,600			10	
	ウイルス含有量試験のみを実施する場合	ウイルス含有量試験のみを実施する場合			ウイルス含有量試験のみを実施する場合	
	0	254,000			2	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
鶏サルモネラ症（サルモネラ・インファンティス・サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム）（油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）	327,700	23,800			8	2
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ジステンパー・犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合（アジュバント加）ワクチン（シード）	377,300	423,600	45			2
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（診断液の部） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

○経済産業省告示第八十九号

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件（平成二十四年経済産業省告示第二百四十三号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月二十七日から適用する。

平成三十年四月二十七日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項に規定する給油設備の規模が経済産業大臣が定める規模以上であることその他の経済産業大臣が定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。	石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項に規定する給油設備の規模が経済産業大臣が定める規模以上であることその他の経済産業大臣が定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。
一　［略］	一　［略］